

# 知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宫北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2022・1・10

## 謹賀新年



令和4年元旦

# 新春展望

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

## 期待を持てるコロナウイルス治療薬の開発

昨年夏の第五波と呼ばれた新型コロナウイルス(covid-19)感染症の拡大は医療現場をはじめとする多くの皆さんの努力により収束しました。ワクチン接種の対象年齢に満たない子どもを含む全人口の八割程度が2回のワクチン接種を済ませ、国民の間で広く取り組まれているマスク着用と手洗い・手指消毒の徹底などにより、他の先進国には見られない、顕著な感染者数減少を実現できたのではないかと考えられます。

covid-19の治療薬として飲み薬タイプの治療薬が複数の企業によって開発されていることが昨年末に報道されています。患者が自宅でも使用できる飲み薬が提供されるようになることで、covid-19は、インフルエンザの医療に近づくことになるかもしれません。

昨年末からの欧米でのオミクロン株感染拡大の状況を見ますと予断を許しませんが、ワクチン接種の更なる拡大、飲み薬をはじめとする治療薬の普及、これまで同様のマスク着用と手洗い・手指消毒の徹底などにより、covid-19感染症の影響を収束できる道が見えてくるのではないかと思います。

## コロナ禍に立ち向かう事業者

我が国政府は「新しい資本主義実現会議」(議長は岸田文雄首相)を発足させ、本年春までに全体構想を取りまとめ、成長戦略と分配戦略を両輪にするという「新しい資本主義」を、本年度以降の予算などに反映させるとしています。

「新しい資本主義」の検討が行われている一方で、社会、経済の現場ではコロナ禍を乗り越えようとする取り組みが広がっています。

コロナ禍を乗り越えようと様々なアイデアや工夫を重ね、企業として持続的な効果をあげることができるような取り組み事例として、日本政策金融公庫が募集し、これに応募した事業者の取り組みが「コロナ禍に立ち向かう事業者の取り組み」として日本政策金融公庫のウェブサイトや、広報誌「日本公庫つなぐ」(22号、23号)に公表されています。

コロナ禍で見つけた新しいニーズに対して、自社で培ってきた技術力で対応し、新製品を開発して自社の従来の事業分野から新しい事業分野に進出した企業や、機械部品製作・メンテナンスサービス等を行っている企業が、コロナ禍

での移動制限や感染防止等に対応して「機械のオンライン相談(修理)」を開始し、営業範囲を全国に拡大した事例などが紹介されています。

新型コロナウイルス(covid-19)感染症の拡大というこれまで誰もが経験したことのなかった事態の中で、新しいニーズを見つけ出し、自社の事業で培ってきた技術力などを活用する新しいアイデア・工夫により事業の拡大や、新たな事業への広がりにつなげた事例が多く存在しています。

日本政策金融公庫が公表している「2022年の中小企業の景況見通し」(～「中小企業景況調査」(2021年11月)の付帯調査結果～)によれば、中小企業は、昨年の業況判断DI(実績)を15.3と一昨年の-60.2から大幅改善したと判断し、本年の業況判断DI(見通し)は21.9と、昨年から6.6ポイント上昇すると判断しているとのことです。また、建設関連、設備投資関連、食生活関連、衣生活関連業界では本年が昨年と比べて業況改善するのではないかと中小企業の判断が示されているようです。

新型コロナウイルス(covid-19)感染症の影響収束を期待できる本年、これまで誰もが経験したことのなかった新しい状況の下で、新たに生まれてくる新しいニーズに気づき、新しいアイデア・工夫を活用することで事業の拡大や新たな広がりにつなげる可能性が生まれています。

## 重要性を増す知財創造サイクル

総務省は2020年10月に実施した国勢調査の確定値を昨年11月に公表しました。これによれば、日本の総人口は1億2614万6099人で2015年の前回調査から94万8646人(0.7%)減少しました。前回調査から外国人が84万人増えていることから、日本人の人口では前回調査から5年間で178万人の減少です。

日本の人口は今後も減少し続ける見通しです。人口が減少し、それにつれて労働力人口も減少し続ける我が国では、新しいアイデアを用いて、今までになかった、付加価値の高いものを造りだしていくことが今まで以上に重要になります。

今世紀に入って、我が国は、「知財立国」を宣言しました。発明・創作を尊重し、「ものづくり」に加えて、アイデア、技術、デザイン、ブランドといった無形・無体の資産、すなわち、人間が頭の中で考え出した新しい情報であって、それを用いることで財産的価値を生み出すこと

のできる知的な情報、知的財産を、産業の発達、社会発展の基盤に据えようとする構想です。人口の減少が進行する我が国において「知財立国」構想は重要性を増しています。

新たな状況の中で生まれてくる新たなニーズを見つけ出し、この新たなニーズに応える新しい知的な情報・アイデア・工夫を創作し、新たなニーズを解決する新たな技術、取り組みなどにこの新しい知的な情報・アイデア・工夫を活用する。こうして誕生した、新たなニーズを解決する新たな技術、取り組みを広く社会に

展開することで産業を発達させ、社会を豊かにする。このような知財創造サイクルと呼ばれる取り組みが望まれています。

産業の発達を法目的にしている特許、実用新案、意匠、商標などの工業所有権制度は、このような知財創造サイクルの中心を担います。知財創造サイクルの取り組みを強化し、社会、市場に対して、これまでになかった新しい価値を提供することで、事業の拡大や新たな広がりにつなげる一年にしたいものです。以上



## 音楽機器のズームが米Zoomを 商標権侵害で提訴(東京地裁)

音楽用電子機器の「ズーム」は、自社の登録商標と「極めて類似した標章」を使用しているとして、ビデオ会議システム「ZOOM」を運営する米ズーム・ビデオ・コミュニケーションズ(ZVC)を相手取り、商標権の侵害行為の差し止めを求める訴訟を東京地裁に提訴したと発表しました。

ズームの発表によると、ZVCが会議用プログラムを提供する際に使用している「Zoom」のロゴがズームの登録商標と極めて酷似しており、差止等の請求を行なったとしています。

ズームは「当社登録商標が法的に保護されるべき知的財産であることの確認が訴訟の目的」として、損害賠償請求は行わず、和解金による解決も受け付けない姿勢を示しています。

また、ズームは昨年9月にもZOOMの国内販売代理店を務めるNECネットエスアイを相手取って同様の訴訟を提起しています。

このとき発表された文書では、ズームが提供していないビデオ会議サービスに関する問い合わせがサポート窓口に殺到したことや、社名の誤認によって株価が乱高下したことを挙げており、類似したロゴの継続使用によって事業運営上の支障だけでなく、投資家への損害が生じていることを主張しています。

**zoom zoom**

ズーム社の「商標登録(4940899)」 ミズーム・ビデオ・コミュニケーションズ社の「商標2020-61572」

## 編み物のユーチューブ動画 削除申し立てで賠償命令(京都地裁)

編み物の動画を投稿している「ユーチューバー」の女性が、同じような動画を投稿する別の「ユーチューバー」からの申し立てで動画を削除されたのは不当だとして損害賠償を求めている裁判で、京都地方裁判所は削除の申し立てをした被告側に慰謝料と広告収入の損害など計約7万円の支払いを命じました。

被告女性が「著作権を侵害された」とユーチューブに通知し、ルールに基づき投稿した2本の動画が一時、削除されました。このため原告女性が「編み方は著作物にあらず、通知を悪用した不法行為」と訴えていました。

判決では、「技術や手法といったアイデアは、著作権法による保護の対象とはならない」と指摘し、双方の動画については、「編み方の説明や表現方法が類似しているとは認められない」と判断しました。

その上で、ユーチューブに著作権侵害を通知した被告側の対応について、「著作権侵害の成否に問題があると認識しながら、独自の見解で通知した行為に著しい注意義務違反がある」として、被告側の過失を認めました。

## 4月1日より訂正審判等の 通常実施権者の承諾不要に

従来、特許権者が、訂正審判や訂正の請求をする場合には、通常実施権者(ライセンスを受けた者)の承諾を得ることが必要でした。

しかし、特許権のライセンス形態は複雑化してきており、訂正等についてすべての通常実施権者から承諾を得ることは困難です。

このような状況に対応するため、4月1日より特許権の訂正等において、通常実施権者の承諾は不要となります。

【承諾が不要となる手続】

- ・訂正審判の請求
  - ・特許無効審判または特許異議申立ての手続の中で行う訂正請求
  - ・実用新案権の訂正
  - ・特許権、実用新案権及び意匠権の放棄
- ただし、専用実施権者や質権者は引き続き承諾が必要です。

引き続き、許諾を必要としたい通常実施権者は、権利者とあらかじめ取り決めておくよう、ライセンス契約を見直しておく必要があります。

このほか、商標権の放棄については、引き続き、専用使用権者、質権者及び通常使用権者の承諾が必要となります。

# 審 決 紹 介

本願商標「梅五輪」は、商標法第4条第1項第6号に該当しない、と判断された事例（不服2020-16111、令和3年10月7日審決、審決公報第263号）

## 1 本願商標

本願商標は、「梅五輪」の文字を標準文字で表してなり、第41類に属する願書記載のとおり役務を指定役務として、平成31年1月16日に登録出願されたものである。

本願は、令和2年2月26日付けで拒絶理由の通知がされ、同年4月7日に意見書が提出されたが、同年8月7日付けで拒絶査定がされた。

これに対して同年11月24日に拒絶査定不服審判の請求がなされたものである。

## 2 原査定の特絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、「梅五輪」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の「五輪」の文字は、国際オリンピック委員会（IOC）と、その下部組織である各国のオリンピック委員会（日本オリンピック委員会等）が、オリンピック憲章に基づき4年ごとに開催する国際的スポーツ競技大会である「オリンピック」の俗称として、我が国において広く一般に親しまれているものである。そうすると、本願商標は、「五輪」の文字部分が看者に強い印象を与え、オリンピックに関連するものであることを容易に認識させるといふべきである。以上よりすれば、本願商標は、公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する著名な標準「五輪」と類似の商標と判断するのが相当である。したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

## 3 当審の判断

### (1) 本願商標について

本願商標は、前記1のとおり、「梅五輪」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の各文字は、同一の書体、同一の大きさ、等間隔で、外観上まとまりよく一体的に表されており、また、構成全体から生ずる「ウメゴリン」の称呼は、よみみなく一連に称呼されるものである。

そして、本願商標を構成する「梅」の文字は「バラ科サクラ属の落葉高木。」（出典：広辞苑第七版）を意味するものであるところ、「輪」の文字が「花を数える語。」（出典：同上）であることからすると、全体として「梅の花が5つ」との意味合いを想起させるものといえる。

そうすると、本願商標に接する取引者、需要者は、その構成中の「五輪」の文字部分のみに着目し、これを独立した識別標識として認識するとはいえず、むしろ、本願商標の構成文字全体をもって、「梅の花が5つ」との意味合いを想起させる連語として認識し、把握するといふべきである。

### (2) 引用標準について

引用標準は、「五輪」の文字を表してなるところ、当該文字は「オリンピックの俗称。」（出典：同上）として我が国の代表的な辞書にも掲載されており、オリンピック憲章に基づき4年ごとに開催する国際的スポーツ競技大会である「オリンピック」の俗称を表すものとして著名な標準と認められる。

### (3) 本願商標と引用標準の類否について

そこで検討するに、外観については、両者は、「梅」の文字の有無の差異を有するから、明確に区別し得るものである。

称呼については、両者は、「ウメ」の音の有無の差異を有するから、明瞭に聴別できるものである。

觀念については、本願商標からは、「梅の花が5つ」の觀念が生じるのに対して、引用標準からは、「オリンピックの俗称」の觀念が生じるから、明らかに相違するものである。

そうすると、両者は、外観、称呼、觀念のいずれにおいても明確な差異を有するから、非類似のものといふべきである。

### (4) まとめ

して見れば、本願商標をその指定役務に使用しても、これに接する取引者、需要者が、「オリンピックの俗称」である「五輪」を連想、想起するといふことはできない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「カリウムの力」は、商標法第3条第1項第3号に該当しない、と判断された事例（不服2021-2172、令和3年10月12日審決、審決公報第263号）

## 1 手続の経緯

本願は、令和2年3月3日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和2年8月24日付け：拒絶理由通知書

令和2年10月29日：意見書、手続補正書の提出

令和2年11月17日付け：拒絶査定

令和3年2月17日：審判請求書の提出

## 2 本願商標

本願商標は、「カリウムの力」の文字を標準文字で表してなり、第5類に属する願書記載のとおりの商品を指定商品として、登録出願されたものであり、その後、指定商品については、上記1の手続補正書により、第5類「カリウムの成分を含有した薬剤、カリウムの成分を含有したサプリメント、カリウムの成分を含有した栄養補助食品」に補正されたものである。

## 3 原査定の特絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、「カリウムの力」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の「カリウム」の文字は「アルカリ金属元素の一種」の意味を有する語であって、血圧の低下等の効能を有することが一般に知られており、「力」の文字は「効能」の意味を有する語である。そして、本願の指定商品を取り扱う業界においては、カリウムを原材料とする商品が製造・販売されている実情があり、同業界においては、商品説明等において、「原材料〇〇の効能を有する商品」であることを表す際に、「〇〇の力」の文字が使用されている事実がある。以上のことから、本願商標全体からは、「カリウムの効能」の意味合いが生じるものといえる。そうすると、本願商標は、これをその補正後の指定商品に使用するときは、これに接する取引者、需要者は「カリウムの効能を有する商品である」と理解するにとどまり、自他商品の識別標識として認識し得ないものといわざるを得ないから、本願商標は、商品の品質を普通用いられる方法で表示する標準のみからなる商標である。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

## 4 当審の判断

願商標は、「カリウムの力」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の「カリウム」の文字は「アルカリ金属元素の一種」の意味を、また、「力」の文字は「自らの体や他の物を動かす力、筋肉の働き、能力。実力。きまめ。おかげ。」などの意味を有する（いずれも「広辞苑第七版」株式会社岩波書店）のものであって、これらの文字を格助詞「の」で結合してなる本願商標全体としては、例えば「カリウムの実力」「カリウムのきまめ」など、各語の語義を結合した多様な意味合いを連想、想起させ得る。

また、当審において、職権をもって調査するも、本願の指定商品を取り扱う業界において、「カリウムの力」の文字が、商品の具体的な品質等を表示するものとして、取引上普通に使用されている事実は発見できず、さらに、本願商標に接する取引者、需要者が、当該文字を商品の品質等を表示したものと認識するといふべき事情も発見できなかった。

して見れば、本願商標は、構成文字全体としては意味合いが漠然としており、その指定商品に係る商品の品質等を表示するものとして取引上普通に使用されている実情もないから、これを補正後の指定商品に使用しても、商品の品質を普通用いられる方法で表示する標準のみからなるものとはいえない。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当するとはいえないから、これを理由として本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

# お し ら せ

## ●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権  
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和37(1962)年	商標登録第 587820号～第 591397号
47(1972)年	商標登録第 966117号～第 969981号
57(1982)年	商標登録第1517218号～第1524196号
平成4(1992)年	商標登録第2419501号～第2431500号
平成14(2002)年	商標登録第4574216号～第4582024号
平成24(2012)年	商標登録第5497072号～第5504882号

各年の6月1日～6月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。  
更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

## ●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成31年2月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは1月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

## ●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
令和3年10月分	21,879	15,630
前 年 比	96%	100%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

[http://www.jpo.go.jp/shiryoutoukei/syutugan\\_toukei\\_sokuhu.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryoutoukei/syutugan_toukei_sokuhu.htm)